

控除対象還付対象欠損

調整額の控除明細書

控除対象還付対象欠損 調整額の控除明細書		事業年度	・ ・		法人名		
事業年度		還付対象 欠損金額 ①	控除対象 還付対象 欠損調整額 (①×23.2／ 100又は①× 19／100) ②	既に控除を 受けた額 ③	控除未済額 ②－③ ④	当期控除額 ⑤	翌期繰越額 ⑥
・ ・ ・ ・		円	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							円
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
・ ・ ・ ・							
計							
当 期 分							
同上のうち	中間期間において 生じた還付対象 欠 損 金 額						
	上記以外						
合 計				円		円	

第20号様式別表2の6記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度の間中間期間(法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額(法第321条の8第26項に規定する還付対象欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。)について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。
- 2 「還付対象欠損金額①」の欄は、還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書(別表7(2))の「損金算入特定欠損金額(3)」の「当期分」の欄(「通算対象外欠損金額による繰戻し額」の欄)及び「損金算入非特定欠損金額(6)」の「当期分」の欄(「(3)以外の欠損金による繰戻し額」の欄)の合計額を記載すること。
- 3 「控除対象還付対象欠損調整額②」の欄は、「還付対象欠損金額①」の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における法第321条の8第14項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。)又は法第321条の8第14項第1号に規定する一般社団法人等にあつては100分の23.2を、同号に規定する普通法人(租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。)又は法第321条の8第14項第2号に規定する公益法人等若しくは同号に規定する協同組合等にあつては100分の19を乗じて計算した金額を記載すること。
 - (1) 還付対象欠損金額(中間期間において生じたものを除く。)の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について法第321条の8第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日
 - (2) 法第321条の8第28項に規定する被合併法人等(以下この記載要領において「被合併法人等」という。)の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合 当該還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日
- 4 「当期控除額⑤」の欄は、(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。
 - (1) この明細書の「当期控除額⑤」の「合計」及び第20号様式別表2の5の「当期控除額④」の「合計」の各欄の金額の合計額
 - (2) 第20号様式別表1の「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」から「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額⑩」までの各欄の金額の合計額から「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」の欄の括弧内の金額及び「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑪」の欄の金額の合計額を控除した金額
- 5 法第321条の8第28項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内事業年度(同項に規定する前10年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付対象欠損調整額(同項に規定する控除未済還付対象欠損調整額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度又は各中間期間の控除対象還付対象欠損調整額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載すること。